

中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会会議録

平成26年2月12日（水）

（開会） 10：00

（閉会） 15：35

案 件

1. 中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について

委員長

おはようございます。ただいまから中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会を開会いたします。

「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について」を議題といたします。前回の委員会で要求がございました資料については、お手元に配付しておりますので、これについて執行部に説明を求めます。

商工観光課長

前回、資料要求がございました株式会社まちづくり飯塚に係る福岡県緊急雇用創出事業に関する資料、39の（1）の1から18まで、それと、これが平成24年度長崎街道400周年記念事業に係る履行実績でございます。2番目、中心商店街創業支援・空き店舗活用事業の履行状況、これが39の（2）の1から27までの資料でございます。

まず、39の（1）の部分でございます。（1）の1から18までです。これは長崎街道筑前六宿開通400年いづか市記念事業ということで提出をさせていただいております。資料としましては、39の（1）の1、これでまちづくり飯塚に係る福岡県緊急雇用創出事業に関する資料ということで、まず1、平成24年度委託事業、福岡県緊急雇用創出事業ということで、長崎街道筑前六宿開通400年いづか市記念事業委託と、契約日が平成24年7月3日、履行期間は7月4日から25年の3月31日まで、委託費が496万9650円ということでございます。委託費の支払状況はそちらに記載しておりますとおり、8月から10月までで250万、11月から3月までで246万9650円、合計の496万9650円となっております。雇用実績につきましては、指導員1人、9月より155日間の雇用、事務員1人、9月より133日間の雇用ということになっております。

経費の内訳につきましては、人件費が265万8564円、内訳としましてはそこに記載しておりますとおり新規雇用2人分の人件費でございます。以降、会場費、広告費、謝礼、消耗品費等を含めまして合計金額ということになっております。緊急雇用事業につきましては、2分の1以上が人件費であるという必要条件がございます。

2で平成25年度委託事業、これは業務名が中心商店街創業支援・空き店舗活用事業業務委託ということで、契約日が平成25年5月30日、履行期間が平成25年5月31日から平成26年3月31日までとなっております。委託費につきましては896万6千円、6月より新規雇用3名ということになっております。委託費の支払状況は8月から10月までで298万8千円の支払いということになっております。雇用実績につきましては、下の表に書いてあるとおりでございます。39の（1）の2以降が、まず事業実績報告書ということで長崎街道筑前六宿開通400年いづか市記念事業についての実績報告書を添付させていただいております。それが18までですね。週間報告書等も含め毎月提出されておる分をチェックしまして、支払いを行っているということでございます。39の（2）の1の業務委託報告書、これが中心商店街の分でございます。これも毎月業務内容報告書を提出していただきまして、確認の上、

支払いを行っているということでございます。資料の詳細については省略させていただきます。以上です。

中心市街地活性化推進課長

続きまして、資料番号40をお願いいたします。ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業委託業務の内容について、株式会社まちづくり飯塚より提出されております。40の(1)の1から20までが四会連合協定による建築設計・監理業務の委託書による内容で、建築設計については40の(1)の2に目次がありますが、下線を引いておりますローマ数字設計業務の中で、1基本設計業務と2実施設計業務が対象となり、詳細内容は40の(1)の5から11に示されております。また、管理業務については40の(1)の12の目次の中で下線を引いておりますローマ数字の部分の 工事請負契約に技術的に協力する業務の中で、001から005の業務とローマ数字の 監理業務が対象となり、詳細内容は40の(1)の14から20に示されております。なお、具体的事項については40の(1)の21に仕様書、40の(1)の22に位置図、40の(1)の23から28の設計に関する特記仕様書により示されております。地質調査につきましては、40の(1)の29に位置図、40の(1)の30に数量表が示されております。以上が委託業務の内容となっております。

引き続き、前回の委員会にて確認事項とされておりました案件について確認しましたので、ご報告いたします。確認事項は5件となっております。

1件目、小幡委員より株式会社まちづくり飯塚の決算に係る従業員給料手当に対する支給原資については、先ほど商工観光課長が説明しました福岡県緊急雇用創出事業で本市が委託しております事業経費として支出されておりますことを、まちづくり飯塚代表取締役、前田精一氏に確認しております。

次に2件目、江口委員より資料38に関し、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業の補助対象となる工事範囲については、38の(1)の1の図面中央にネズミ色に着色されている部分、敷地面積1447.92平方メートルとなりますので、工事用進入路に係る土木工事の範囲については、補助対象外となります。資料2の解体工事設計書、(2)の2において解体工事のみが補助対象となります。なお、補助対象となる区域は先ほど説明した敷地面積1447.92平方メートルが対象となりますが、解体工事を行う上で直接的に必要な事項となります2の(2)の5の隣地屋根養生費や2の(2)の9の本町商店街通路養生費及び商店街アーケード漏水対策費は補助対象となっております。

次に3件目、江口委員より資料7の(1)の29記載のダイマル跡地整備に係る地元説明会における工期の説明については、10月末完了との説明がされております。説明会時点では現場周辺権利者との調整及び工事進入路の整備について協議中であったため、工事着手日が不確定との理由から完成日を安全の範囲内で予測し、地元説明会の資料としたとのございます。このことはまちづくり飯塚代表取締役、前田精一氏に確認しております。

次に4件目、坂平委員より解体工事の入札に係る3点の確認として1点目、各業者5者が中明細を入れた中で入札をさせたか、あるいは入札書1枚の紙に合計金額だけを記載して入札したかにつきましては、まちづくり飯塚に確認しました結果、入札書1枚の紙に合計金額だけを記載して入札されたとのございました。次に2点目、契約書の様式として旧四会連合、公益社団法人日本建築士会連合のものを使用したかどうかについては、旧四会連合の契約書が使用されております。次に3点目、入札から契約締結にかかわる手順について、当初は金抜き工事内訳書によって契約手続きを行う予定でしたが、工事金額が変更となる可能性があることから、明細金額を明らかにするために金入り工事内訳書を契約書に添付することとしたもので、業者決定後に契約内容を明確にするために、落札者へ金入りの設計書がまちづくり飯塚から提供され、これを基に請負業者が工事の内訳書を作成したとのございます。また、この手続きは今後の変更等の増減について事業費を明確とするためのものであったという

ことを確認しております。このことはまちづくり飯塚代表取締役、前田精一氏に確認しております。

続きまして5件目、小幡委員より資料11の(1)の1記載の法人の出資に至った経緯については、まちづくり飯塚代表取締役の前田精一氏が個人的な依頼による出資であることを確認しております。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

ただいま説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含めて、前回の委員会に引き続き、資料ナンバー27から質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

おはようございます。資料27について質疑させていただきます。こちらの資料なんですけども、中身としては建築住宅課解体費の積算に関する資料、解体費の積算単価に関する根拠資料ということで請求をさせていただきました。この資料に関しましては、ちょっと戻りますけども4の(1)の2というところの中段あたりに、平成22年11月12日、市の建築住宅課より解体見積回答ということで、建築住宅課から中活課、中活室に対して回答がっております。その際に解体工事費見積額として2億3263万9千円というのを回答されておるということでいただいております。で、今回の27の資料に関しましては、その費用ってことでお伝えされただけでしたので、その中身を知りたいということで請求をさせていただいております。で、お聞きさせていただきますけども、ずっといままで委員会のほう、っておりますけども、その中でこちらの4の(1)の2の2億3263万9千円というこの数字に関しては、建築住宅課の一級建築士の方が算出されたものだというふうに回答があったと思いますけども、そちらでよろしいでしょうか。

建築課長

そのとおりでございます。

永末委員

その住宅課の方というのは、久保井氏、久保井さんでよろしかったですかね。

建築課長

そのとおりでございます。

永末委員

きょう、出していただいている27の資料に関しては、職員の久保井氏がつくられた資料ということになるかと思うんですけども、こちらの資料を見させていただきまして、結局、この数字というのが、今回の案件でどこでこう重要になってくるかと言いますと、最初、事業計画書、補助金申請の際のですね、添付資料として1億8200万ほどの解体工事費の見積もりと言いますか、根拠数字が出てきたと思うんですけども、その数字が適正であるということを市が判断した際の基準として、こちらの数字が2億3千万ほどあって、それよりも数字が低い形で補助金の申請がされてきたので、ここに関しては適正であるというふうに考えたというふうな答弁があったと思うんですけども、その認識は現時点でも変わらないということよろしいでしょうか。

企画調整部長

先日、私のほうが答弁しましたとおりでございます。詳細につきましては、中活課長のほうが担当職員から聞き取りをいたしまして、先日、ご報告したとおりでございます。

永末委員

ということは、えっと、まあ認識としては変わらないということよろしいですかね。となりますと、こちらの出されてきた数字、2億3千万の数字というのが、結局、非常に重要な意味合いを持ってくるかなというふうに思うんですけども、この数字というのが結局どういふ

うな形で算出されたというところが、27の資料で説明されておりますけども、この27、見させていただきますと、ちょっと1つだけですね、ピックアップしてみますと、アスベスト除去費に関して、1億2900万という数字があがってきてます。27の(1)の1ですけども、その数字が5つほどありますけど、その一番下ですね、それが1億2900万というふうにあがってきてます。この数字自体は、当然、数量掛ける単価になりますけども、数量として4300、これは平米ですかね、平米に対して単価が3万円掛けられて、1億2900という数字が出てきております。先ほど申し上げました1の(1)の66ですかね、1の(1)の66のほうをちょっと見ていただきたいんですけども、ここに関して、これはまちづくり飯塚さんが補助金申請の際に出してきた根拠資料なんですけど、アスベスト除去費というのは、この中では3600万ということで数字を出されてきております。次の1の(1)の67にいけますと、そのアスベスト除去費の内訳として、単価と数量等も出てくるんですけど、この数字とか見ていただいても、かなり数字、数量も単価も違うんですけど、これは先ほど久保井さんのほうがつくってきた数字というのは、あくまで概算ということになるんでしょうけど、あまりにもかけ離れている数字ではないかなというふうに思うんですけど、そこに関してどうでしょうか。

建築課長

当時、中活のほうから依頼を受けまして、建築住宅課、当時、建築住宅課でしたので、現場を調査した中でこういう数字を出しておるわけでございますけども、はっきり言いまして、調査に行きました段階でも中が真っ暗ですね、懐中電灯だけで調査をしたという経緯がございます。また、その概算ということでございましたので、アスベストもどこにどれだけ使われているかというような調査というのが、はっきり言ってできませんでしたので、一応、天井面全域にあるだろうというような想定で、約、その階数を掛けて、大体面積、当時図面もございませんでしたので、登記簿にある面積で、この概算を出させていただいております。その関係もございまして、大体その天井面に全部アスベストがあるだろうというようなことで、面積はこの数字を、もう想定でございますので、この面積を使わせていただいております。それから単価につきましても、どの程度費用がかかるかというのも想定できませんでしたので、千平米以上の場合、1万から3万というようなことで、国交省が公表しています金額の一番上限を使わせていただいているというような状況でございます。

永末委員

先ほどの1の(1)の67のほうを見ていただきたいんですけど、いま単価のほうに関して言いますと、1万から3万の幅があって、3万のほう、一番高い数字を採用したということなんですけども、そもそもこの、ここでまちづくり飯塚さんが出してきた数字の単価というのがいくつかあるんですけど、そのあと、例えばこのアスベスト除去というところに関しましては、1908平米に対して2800円掛けて、534万円という数字が出てきてるんですけど、その単価に関しては2800円ということになってるんですよ。ここは、その1万とか3万とかという数字から相当かけ離れてるんですけど、そこはどうなんですかね。

建築課長

ちょっと、私のほうも設計書の内容というのをよく見ておりませんが、これはすべてアスベスト除去に関する全体的な大体、平米単価だということで理解しております。

永末委員

もともとこの27の資料に関しても、その単価に関しては、アスベスト除去の単価に関しては、千平米以上であれば1万から3万というふうな形の単価ということになっているんですけども、この民間の会社さんが算出された数字とあまりにもかけ離れているというふうに思います。ここに関してはですね。それと、あと先ほど数量に関して、前々から説明いただいていたところは、登記簿とかの面積とかですね、あとは航空写真とか、今ご回答いただいた分です

と、中に入られて実際に目視で見られて、そういうふうなことで算出されたということでしたけども、真っ暗な状態だったので、天井全面にあるという前提のもとというふうに言われましたが、結局、矛盾してると思うんですけど、この数字というのがあとの補助金申請のときの市の妥当性判断という部分に当たって、かなり大きく関与してきてる数字になるんですけども、その数字、言うなれば大変に今回のこの事業費の算定とかですね、補助金の算定に当たって、大変にこう意味のある数字なんですけど、その数字の算出方法を聞いていきますと、かなりざっとした形で出されてるなというふうな印象を持たざるを得ないんですけど、そこはどうですか。

企画調整部長

これ先日、担当の職員から私どものほうで確認した内容でございます。1の(1)の66に記載されておりますアスベスト除去に関する総額は、3639万1700円というふうになっております。これに諸経費を19.21%で掛けて総額が4338万2545円になると。これを1908、要するに数量ですね、これを割りますと2万2737円ということで、処理費用が1万円から3万円の範囲内であり、妥当だというふうに判断したということ聞いております。

永末委員

すいません。もう一回いいですか。

企画調整部長

資料1の(1)の66にアスベスト除去工事の総額といたしまして、3639万1700円、一番下に合計金額が書いてございます。これが、アスベスト除去工事の直接工事費ということになっております。これに諸経費、これを19.21%とすると4338万2545円になると、合計がですね。これを処理の数量であります1908で割ると、2万2737円、平米当たりがそういう数字になります。そういうことで、処理費用の公表額が1万円から3万円ということでございますので、この範囲に入っており、妥当と判断できるということ判断したというふうに聞いております。

永末委員

単価のほうは、いま説明いただいたかと思うんですけど、数量のほうに関しては、1908ということによろしいですね。

企画調整部長

数量につきましては、この記載されておる1908ということで、そのときに図面の提示をしてないんで、図面と詳細に確認をしたということではありませんけども、図面から適正に拾われているということで、1908で計算をしたということでございます。

永末委員

であるならば、当初、22年の段階では4300平米で、アスベスト関係に関しては1億2900という概算を持っておられたわけですけども、少なくともこの補助金の申請を受けた際に関しては、アスベストの数字として、1900平米ぐらいという数字をつかめたというふうな形になるかと思うんですけど、少なくともアスベスト関係に関しては、もっとこう低く見積もるべきではなかったんですかね、ここに関して。

企画調整部長

これは、まちづくり飯塚側から出てきた数字でございますので、それ以上のことはそのときは何も、指導と言いますか、少なくしなさいというような指導はしてないということでございます。

永末委員

例えばですね、22年の段階で2億3千万という、まあ2千万、3千万という数字が出てきて、概算で出てきて、補助金の、助成金の申請をされた際に、1億8千万という解体の工事が

出てきてですね、そこが低かったので、それが妥当だったというふうな判断をされたわけですよ。ってなると、まあ、少なくとも、この、22年で作った概算の分というのは、数量的にはこの時点では4300平米になってますけど、補助金が出てきた時点で、そのアスベスト関係は1900平米くらいというふうに認識できたと思うんですよ。ってなると、概算自体も3万掛ける1900っていうふうな形で、かなり下がってきますよね、概算としては。当初2億3千万ぐらいで、把握してた数字も、まあ、それはあくまで言われてみたいに、真っ暗な中でのアスベストの、アスベストをどのくらいあるかとかいうのがわからなかったの、またこのぐらいの数字を出してきましたけど、まあ、この補助金申請の時点で、しっかりとした数字が結局、つかめてる、数量的につかめてるわけですから、それは、こう4300を1900に引き直すなりして、まあトータル的にどうなりますかね。ただ、4300が1900になるんで半額以下にはなるはずですよ。で、てなると1億2900というアスベスト除去関係の数字が減ってくるわけですから、例えば、仮に半額になったとしても6500万ぐらい減る数字を概算として持っておけたんじゃないかと思うんですけど、どうですか、そこは。

企画調整部長

平成22年当時は最高額の3万円で見積もりをしたということ。で、今回まちづくり会社から出てきた数字につきましては、私、先ほど聞きとりの数字を申しあげましたように、この3万円が2万2800円の平米当たりの単価だったということで、3万円より低い額での見積書、要するに事業計画書という意味です。こういう数字が出てきておりますので、平米の問題ではなくて単価の問題では3万円以内におさまってるということで、妥当だというふうに感じた、判断したということでございます。

永末委員

単価ではなくて、数量のことを申しあげてるんですけど、まあ今、その数量の部分のご回答なかったんですけど、じゃあこう、単価に関しては妥当性みたけど、数量に関してはみてないというふうな回答で認識していいんですかね。

企画調整部長

数量につきましては、まちづくり会社のほうで適正に拾われておるものというふうに判断したということでございます。

永末委員

ちょっと伝わってないようなんですけど、結局、今回この事業費が、7億4千万ほどの事業費があって、その事業費に対して5分の4を掛けて、まあ事業費のかける部分とかけない部分ありますけども、その一部分、5分の4かけて補助金の申請、補助金を申請されて、その補助金を市側が出すわけですよ。ってなると、その事業費自体というのをきちんと数字をしっかりと見てるかどうかってのが、私たち見たいんですよ、そこに関して。チェックされてるのかというのを確認したいんですよ。で、そこってなると、その事業費が当然膨らめば、膨らむほど補助金の額も上がってきますんで、事業費をぜひこう、まあ当然抑える形で補助金の申請があった時点で、いろんな図面等も添付されてるわけですから、それをこう見ていくべきじゃなかったのか。見てなかったんであれば、それはチェック不足なんじゃないかというふうな認識に至らざるを得ないんですけど、そこに関して、その、今回これ解体ですよ、その事業費の一部の解体事業、この解体事業に関して1億8200万という数字、最初の補助金申請のときに出てきて、これがなぜ妥当というふうに考えたかという、当初出てきてた2億2千万、2千万とか3千万とかという数字よりも下がったんで、妥当だというふうな回答ですよ、そちらとしては。で、実際にそういうふうな認識でいらっしゃるようですけども、ただ実際に、こう、概算、当初22年の概算ではアスベストの広さはわからなかったの、2億2千万というのを概算として持っていらっしゃってもいいと思うんですけども、少なくとも補助金を申請

してきた際には、そのアスベストの広さがわかったわけですから、それが4300から1900に縮減されるわけですから、半額、半分以下ですよ。広さ的には、数量的には、半分以下になりますよね。ってなると、その時点で市が持つておくべき概算の額というの、当然にそれを掛け合わせて減らした数字というのを持つておかなきゃいけないと思うんですよ。当初22年の概算の状態、アスベスト除去費というのが1億2900万、もしこれが仮に半額になったとしたら6500万ですかね、6500万ぐらい減りますんで、トータルの概算の数字が2億2千万だったとすると、6500万減らして1億6千万ぐらい、5、6千万ぐらいとかって数字は、を妥当なラインとして持つておきつつ、補助金の申請を受けたときに、その補助金の額が妥当なのか、解体工事の額が妥当なのかどうかってこのを見るべきじゃなかったんですかっていうふうに聞いているんですけども、そこはどうですか。

企画調整部長

先ほど建築課長、答弁いたしましたように平成22年度に調査いたしました際は、暗い中の詳細な、一つ一つきちとチェックしたという部分ではなかったということと、今回まちづくり会社のほうで実際に古い設計書と、出てきた設計書と中身をチェックされた中での数量拾いあげられて来られたということで、その数字を適正に拾われておるということにしたということはいま申し上げました。でまた、単価につきましても、それぞれの、例えばコンクリートブロックづくりの単価とか、そういった部分についてもチェックした中で妥当な単価であったということも言っておりますので、全体的にじゃあ、1から10まですべてチェックしてという部分については、そこまで確認いたしておりますけれども、チェックできる数字についてはチェックして、全体的に妥当な額であったというふうに判断したということを確認いたしております。

永末委員

それで本当、妥当なチェックと言えるのかという部分に、大変に疑問を感じます。というのも、私、こういった部分に関して素人ではありますが、実際、時系列で追っていくと十分にアスベストの数字というのは、補助金の申請時点で拾えてるはずですから、本当に事業費をできるだけ縮減した形で助成金を減らしたい、補助金を減らしたいというふうに思ってたんであれば、そこにチェックが行き届かないというのはおかしいというふうに思います。

企画調整部長

事前の分としては、言われるとおりだというふうに思っております。最終的にいま、交付決定まではいたしておりますけれども、最終的に事業の実績に基づいた申請というのが出てまいりますので、その分についてチェックできるものは、きちとチェック、当然いたします。そういう部分で若干数字が変わる可能性もございますので、そういうことでご理解をいただければと思っております。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

小幡委員

おはようございます。永末委員の質問に関連してですね、21の1お願いします。先ほど解体工事について補助金の申請で補助金の交付が決定されてますよね。金額にして1億3800万ですね。この1億3800万を出すに当たって一番下に補助対象経費1億7250万の補助率5分の4を掛けて1億3800万円という、まちづくり飯塚のほうに補助をしようと、補助金を出そうというふうになっておりますけど、このもともと補助対象経費の1億7250万の数字の根拠というか、説明をお願いしたいんですけど。

企画調整部長

資料の1の(1)の4をごらんいただきたいと思います。ここに左から数字、2つ目ですね、Bの欄でございます。そこの合計に1億7250万という数字がございます。これが補助事業

に要する経費ということでございます。

小幡委員

補助対象経費がいま説明のとおり、1億7250万です。この、もともとの根拠はまちづくり飯塚の事業計画書の工事金額から引っ張り出したもんですよね。この1億7250万の補助率は5分の4ということで1億3800万出ておりますが、先の質問で、この1億3800万の補助金が、今回の解体工事にかかわる、解体工事にかかった補助金はどれぐらいの概算金額が当てられるのかということで、答弁では1億1600万ほどが解体工事に対する補助金となるということでしたけど、それを再度確認しますが、間違いありませんか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:42

再開 10:50

委員会を再開いたします。

企画調整部長

すみません。時間かけて申しわけございませんでした。資料の9の(1)の3をお開き願いたいと思います。ここに、下の表に建物除去費のところでは事業費と補助金額というふうに記載をいたしております。ここに記載をいたしておりますように、建物除去費に対する補助金額内訳といたしましては1億1600万円ということで考えております。

小幡委員

1億1600万ですね。えー、1億3800万の補助金に対して、解体工事にかかわる補助金は1億1600万に相当するということですね。また戻りますが、この1億3800万を算出するに当たって、補助対象経費は1億7250万ですね。この1億7250万のもとなる補助対象経費となるもとは、どれから引っ張って来られたんですかね。

企画調整部長

この事業費につきましては、まちづくり会社から提出された数字に基づいて記載をしております。

小幡委員

もちろんそうですよ。その、そのまちづくりの提出された金額は、いくらをベースにこの1億7250万を算出したんですかということです。

委員長

わかります。

企画調整部長

内訳につきましては1の(1)の11に、別添4の資金計画として内訳が書いてございます。これに基づいてということでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

1の(1)の11でしょう。この1の(1)の11のどの数字に対して、1億7250万というのが出たんですか。

企画調整部長

事業費のうち補助対象経費に対しての補助率になっておりますので、それぞれを見た中で補助対象経費を算出してきたということになります。

小幡委員

あの一、1の(1)の11は最終的に支出と収入、それぞれの合計が7億4400万台のやつでしょう。この7億4400万の資金計画、この中のどれを抜粋して1億7250万が補助

対象事業とみなしたか、わかりますか。

企画調整部長

いま詳細に一つ一つ、じゃあこの部分がというところまでご説明できませんけども、9の(1)の3をごらんいただきたいと、再度ごらんいただきたいと思います。これの表の下に、*の1、2、3ということで括弧書きで書いておりますように、例えば工事費の補助対象経費については共同施設整備費の17%として算出だとか、こういう形の中で経費を算出している部分ということがございます。

小幡委員

算出方法はそうでしょうけども、あの一、1の1の(1)の4ですね。これに(A)として、事業費が2億2300万あるじゃないですか。(B)の欄で、補助事業に要する経費ということの集計で1億7250万と数字が出てますよね。だから、この1億7250万の補助対象金額といいますかね、その根拠はもともとこのまちづくり飯塚が出してきた事業計画書の中で、2億2、3千万かかるよ、からベースに補助対象事業は1億7250万で出たんですね。1億7250万の5分の4が1億3800万でしたか、という数字に、計算式になってくるわけでしょう。永末委員が質問したのは、このそもそものベースとなった2億1300万がアスベストだけを取り上げてもおかしいんで、これを修正すれば1億7250万自体変わってくるじゃないですか、補助対象事業の対象経費にかかわる金額が。そうすれば、補助金の額も変わりますよね。そういうふうに捉えていいんですか。

企画調整部長

例えば、先ほどのアスベストの除去費につきましてはご説明を申し上げましたとおり、修正をされた中で事業計画書が出されてきておりますので、先ほど1万円から3万円の範囲内で2万2千くらいだったという単価のご説明いたしましたけども、そういう変更後の数字で計算をした中でこの数字になってきております。

小幡委員

ちょっと聞き方変えますけども、もともとの基本となる数字が2億2、3千万ですが、これが仮に3億だとしますよね。もっと高いと、そうした場合に補助金の対象経費というのは上がりますよね。イコールその5分の4が補助金という形になりますね。補助金は額上がりますよね。工事金が上がれば補助金も上がると。これ、この事業に対する補助金の最高額というのは幾らでした。

企画調整部長

これは平成24年度の事業への補助ということで、当初この予算をいただいております、1億3800万ですか。ですから、これで事業費が膨らんでも、例えば建物除去費とかそういう調査設計費が膨らんで、それ以上の額になったとしてもあくまでも予算の範囲内ということで相手のほうにもお伝えしておりますし、それが、補助金上がることはないということでございます。

小幡委員

今の答弁だと最高限度額が1億3800万と捉えていいんですか。

企画調整部長

そのとおりでございます。

小幡委員

補助金を算出した1億3800万の補助金は、補助対象経費の5分の4でしょう。だからこの補助対象経費が、仮に額が変われば、5分の4ですから、1億3800万変わってきますよね。先ほど言ったように補助対象経費が仮に2億になれば2億の5分の4で補助金上がるじゃないですか、そうなくても1億3800万が限度ということでもいいんですか。

企画調整部長

1億3800万につきましては、これが上限ということでございます。

小幡委員

ということは、一応マックスの上限の補助金が1億3800万で確認しますね。それ、要は、最大限の補助金を出そうという形になってますよね、結果的には。で今、先ほど部長の答弁でアスベストにかかわらず、金額が下がってきましたと、実際に。これは補助金はまた減額するようなことを言われましたけど、その点もう一度説明していただけますか。

企画調整部長

最終的に工事が完了した時点で実績報告書が出てまいりますので、その額を見た中で最終的に計算して、それ以下ということになれば、当然補助金がかかる可能性があるということをお願いしまして、絶対下がるとかいうことを申し上げたわけではありませんで、可能性としてはあり得るということでございます。

小幡委員

可能性はあると。工事が終わったと言いますが、この1億3800万に対する解体工事の補助金は1億1600万と言いましたよね。3月末で終わりますね。すでにアスベストが当初の基本の設計価格よりも半分以下に下がってますよね。そうした場合に下がるんですか。

企画調整部長

先ほど説明した現時点の数字で、もうこの額になっておりますので、面積は当初平成22年から半分ぐらいにはなっておりますけども、今回面積が半分になったということで補助が下がるということではございません。

小幡委員

いやいや、面積関係ないでしょう。面積と単価を掛け合わせて金額は出ていますけども、1億2900万が少なかれ4、5千万になったんでしょう、基本的には。下がってるじゃないですか、額が。イコール補助金に対する金額も減額対象でしょう、違うんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:05

再開 11:29

委員会を再開いたします。

企画調整部長

大変、また時間をいただいて申しわけございませんでした。まず、先ほど言われておりました、1の(1)の4の事業、補助事業に対する経費の分の根拠でございますけども、これについては先ほど申し上げましたように、まちづくり会社から出た金額に基づくものでございます。その金額につきましては1の(1)の52がございまして、1の(1)の52、この解体工事の下の表でございます。ここに1億6890万という解体工事の数字が掲げてございます。これに消費税1.05を掛けましたものが、先ほど1の(1)の4の1億7734万5千円になるということでございます。それと、もともとこの補助金につきましては、国のほうに申請をいたしておりますので、国の内示を受けた中での数字、これが補助対象経費に対する補助額ということで、ここに掲げておる1億3800万円という数字があるわけでございます。そういうことでよろしゅうございましょうか。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中裕二委員

すみません。1点だけ確認をさせていただきたいんですが、先ほど永末委員からアスベストの除去費用の差、当初の見積もり、概算の見積もりでは1億2900万円が、まちづくり飯塚さんのアスベストの除去工事は3639万1700円ということで、大体、差額が9千万円ほ

どあるんですけれども、そうなりますと、概算で全体的な見積もりが2億2156万1440円から、差額の約9千万を引きましたら1億3156万1千円ぐらいになるかと思うんです。で、この金額になるんですけれども、それを引きましたら、その9千万を引きましたら1億3100万いくらになるんですけれども、この金額とまちづくり飯塚さんが出された1億8242万7千円、これの差が5千万近くありますが、それでも妥当だという市の判断だったのでしょうか。

企画調整部長

もともと平成22年に概算の設計をいたしました数字、これはあくまで数字が概算でございます。今回、まちづくり会社が図面に基づく、また実地調査に基づいて図面から拾われた中の数字、また単価もそれに基づいた形でのチェックもいたしておりますので、22年の分との比較の中で多いとか少ないとかいうことではなくて、きちっと出されたものに対するチェックをした中で妥当な額ということで判断をいたしましたわけでございます。

田中裕二委員

今の答弁によりますと、あくまでも22年に出したのは概算の概算で出した数字であるので、今回、まちづくり飯塚さんがきちっとした数字を出されて、1億8200いくらの数字は妥当だということを引きちっともう精査したという、そういうことでよろしいんですか。

企画調整部長

もともと私どものほうの市の職員が提出されたときに、じゃあ図面ときちっとしたチェックと言いますか、市の職員が現地に行ってチェックしたかというふうな話になりますと、そこまではしておりません。あの、市のほうがですね、出されたものに対してはチェックはある程度はしてあります。で、当然、前の数字との比較の中で低いとか、先ほど言いましたアスベストの単価が2万2千いくらであったかというふうなチェックはいたしましたわけですが、いま委員がご指摘の、じゃああの、全てきちっとチェックをしたのか、職員がまちづくり会社の方と一緒に、図面に基づいて精査をしたかというふうな話になると、そこまではしておりませんので、その分についてはチェックができてないという部分はございます。

田中裕二委員

ちょっとよくわかんないんですけど、まちづくり飯塚さんが出されたこの金額ですね、まあ何々が一式、何々が一式、これが何平米、これが数量がいくつというのがそれぞれ出されておりますが、その分に関してはこの数字が妥当だという精査はしたのかということでございます。

企画調整部長

今回、工種だとか数量につきましてはですね、設計書の内容から現場を想像して、適正に拾われているものというふうに判断したということでございます。

委員長

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

江口委員

永末委員、そして小幡委員の質疑にありました、今の9の(1)の3、そして1の(1)の4のところでお聞きいたします。9の(1)の3にはですね、下の段、左側ですね、平成25年度当初予算時点、建物除去費についてはですね、事業費で1億4500万という数字が入っています。そして、対象事業費も1億4500万という数字が入っています。これ、当初予算時点ということは、当初予算を計上する前後でしょうから、いつごろの数字になりますか。

企画調整部長

確か平成23年11月に、まちづくり会社から提示が出されてきた数字だというふうに認識しております。

江口委員

そこについては、その23年11月の数字に関しては資料になかったかと思うんですが、も

し出ているんでしたら示していただけますか。

企画調整部長

資料4の(4)の2をごらんいただきたいと思います。ここに経過のところ、平成23年11月19日、まちづくり会社より事業計画書の提出を受けるということで、解体工事費1億4500万で平成24年度市補助金予算を検討というふうに記載をさせていただいております。ほかにもあるかもしれませんが、今ちょっと見つけたので、これで説明をいたします。

江口委員

資料7でもね、資料で出していただきたいというふうにね、要求したのはまちづくり飯塚との協議記録ですよ。そこにもね、見てると、ここ、頭では全くそういったものはないわけです。この事業計画書の提出を受けているのであれば、当然のことながらもう要求されている資料ですから、出していただくべきだと思うんですが、出し忘れです。

企画調整部長

資料の7につきましては打ち合わせ記録ということで、議事録を提出させていただいておりますけども、23年11月19日の分につきましては議事録がないということでございます。いろいろ提出された状況なんかを、資料なんかを見てですね、これをきちっとつくっております。で、これ実際に協議録を出しておる以外にも、いろいろ打ち合わせはっております。やっておりますけども、全て記録が残っておるわけではございません、議事録として。そういう部分につきましては大変申しわけございませんけど、そういうことでのご理解をいただきたいと思っております。

江口委員

あの、協議の記録というのはですね、事業のまあ、何らかの書類の提出を受けました。例えば電話とかがありました。そういったもののね、きちんと記録を取っていて、それをね、基本的に全て出してくださいってことでしょう。で、出てないって言われてもね、あのー、私どもはいま皆さん方に出していただきたい、それをベースにね、審査をしているわけです。もう、その根底が崩れるんですよ。早急にこの分に関しては、不足してる分に関しては、すぐ補正して出していただきたいと思います。あの、部長、手配をお願いいたします。で、継続してよろしいですか。

委員長

ちょっと待って。それは資料

(発言する者あり)

資料7について。資料7の不足分について。質問の内容わかるよね。資料7の不足分について、出せるものなら出してほしいということだけ。

企画調整部長

出し忘れということではございませんで、資料がないということでございます。そういうことで大変申しわけございませんけども、ご理解をよろしくお願いいたします。

江口委員

いや、このね、いま言われた4の(4)の2でね、言われた株式会社まちづくり飯塚よりね、事業計画書を提出を受けるって書いてあるわけでしょう。提出を受けたわけですよ。当然のことながら、それはあるわけでしょう。それが何についてないんですかって話なんです。それも含めて、もしね、同じように提出していないものがあるのであれば、当然のことながら補正、提出資料の補正として提出していただくのが筋かと思いますが、どうですか。協議の記録、そのね、話をしました。それについて記録が残ってないのは、それはそうかもしれませんが、確実にこの事業計画書はあるわけでしょう。

企画調整部長

そういう受けた資料を、この資料の7の中で出してなかったというのは申しわけなく思って

おりますけども、これはあくまでもその議事録、協議経過ということで考えておりましたので、そういうことでご理解いただきたいと思ひますし、その資料につきましては、ちょっと確認いたしまして、提出をさせていただきたいと思ひております。

委員長

いま江口君の質問はね、今たまたまこの23年11月19日の事業計画書ですよ、その要求をしますけれど、ただ、全般的に7のところ資料を出してもらってるんだけど、それがそのときに出てないという指摘をしてるわけですよ、江口委員。だから、そのいま言った4の(4)の2の真ん中ほどにある事業計画書の提出だけではなくて、この経過報告とあわせて、7のところ不足したやつは全部出してくれという趣旨でしょう。だからそういうことが、ちょっと見直しして出せますか。例えば経過報告とね、この7の整合性だけとっていいこうと思つたらいけるでしょう。このときこういう話し合いをしたけれど、その協議記録はないと。ただし、そのときにこういう資料が出ましたと、時系列でこう追いかけることはできるでしょう。そういうことですから、この1点だけの資料出してくださいという話ではないですけど、それは理解して、資料提出できますか。

企画調整部長

大変申しわけございません。あくまでも議事録という限定の中で出させていただいておりますので、議事録がなくても提出を受けた分といったものがですね、ほかの分も含めてあるかどうか、再度確認をいたしまして提出させていただきたいと思ひます。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

江口委員

すいません。1番頭に説明があつた部分の再確認をさせていただきます。補助対象経費について2の(2)の5の中で、隣地養生費とかは入るんだよというお話がございました。そのあたりのところを、もう一度お願いできますか。1番最初に説明をしていただいた分。

中心市街地活性化推進課長

資料の38に関することとございました。それで、まず補助対象となる工事範囲については、38の(1)の1の図面中央にネズミ色で着色された部分、この敷地面積が1447.92平方メートルということになります。それで、工事用の進入路に関する土木工事については補助対象外ということとございます。ただし、資料2の(2)の分におきまして、いま説明したとおりでございますけども、解体工事を行う上で直接的に必要な事項がございます。それが2の(2)の5の隣地屋根養生費、それから2の(2)の9の本町商店街通路養生費、それから商店街アーケード漏水対策費については補助対象となっておりますということとございます。

江口委員

とするならばですね、逆に教えていただきたいんですが、この設計書がございませぬ。2の(2)の1ですね、1億8242万7千円、この中でですね、補助対象とならないもの、ならないものを教えていただけますか。

中心市街地活性化推進課長

土木工事でございます。

江口委員

この土木工事を除いたら、すべて対象というふうなことによろしいんですか。

中心市街地活性化推進課長

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

すみません。関連で聞かせていただきます。先ほど田中委員のほうから質問があっておりまして、その中で最後に部長のほうの答弁の中で、しっかり精査したというふうな言葉がありましたけれども、この精査という部分に関して、誰がどういった形で精査したというふうにおっしゃられているのか、説明いただけますか。

企画調整部長

精査したという言葉は私は使ったかどうか覚えておりませんが、設計書の内容については現場を、工種とかですね、数量がございまして、工種につきましては設計書の内容から現場を想像して、また数量につきましては図面から適正に拾われているものとして判断をしたということでございます。ですから、先ほどちょっと言いましたように、コンクリートブロック造りの単価とかですね、そういった単価だとかアスベスト処理費、そういったものについては妥当な額であったということもあわせて、全体的に妥当だと判断したということでございます。

永末委員

えっと、誰が判断したんでしょう。

企画調整部長

担当の職員がチェックをしたということでございます。先ほどから出ております建築担当の一級建築士の職員がチェックをしたということで、妥当だと判断したということでございます。

永末委員

その一級建築士の職員の方が妥当だと判断して、そのような判断があったので部長のほうで判断したということによろしいんですか。

企画調整部長

失礼しました。そのとおりでございます。

永末委員

通常、補助金の申請があったときは、通常そのような形で、ほかの事例であっても飯塚市のほうでは判断されているということによろしいですか。

企画調整部長

まずはやっぱり担当職員がチェックをして、その報告を受けて上司が判断するというやり方になるというふうに思っております。

永末委員

じゃあ、1のほうで出てくる資料、これがまちづくり飯塚のほうから出されたと思うんですけど、これを、この件に関しては部長のほうで最終的に妥当だと判断したということによろしいですか。

企画調整部長

そのとおりでございます。

永末委員

それは、通常は稟議書か何かで、書面で判断するような形になりますかね。

企画調整部長

今おっしゃるとおり口頭だけではなくて、きちっとそういう文書でやると。今回、ちょっといま資料が何番とかいうのが、今すぐわかりませんでしたので、資料21につけておりますけれども、執行伺書で判断をしておるということでご理解をいただきたいと思っております。

永末委員

21のほうの資料、これがその妥当である、精査したというのを裏づける資料ということで

よろしいですか。

企画調整部長

先日もちょっと指摘されて大変申しわけなかったんですけども、この執行伺書には添付資料がございますので、それを見ながらということでございます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

坂平委員

先ほどから執行部の方ね、答弁されよるけど、基本的にその一番当初、このダイマル跡地の解体について、先ほど建築課長のほうからも答弁ありましたけどね、目視、それと中が真っ暗だったから懐中電灯等で一応目視したと。先ほどから質問があってましたアスベスト、これの数量が最終的にまちづくり飯塚から出された最終的な数字、金額入りのね、数量も入った分で、それと大幅に数量が変わってるんですよ。それを出されたときに、じゃあ行政側はあくまでも航空写真並びに目視、現地調査をして概算見積もりを出しましたと。先ほど部長のほうは、その数字はあくまでも妥当な、アスベストの単価にしても妥当な単価であったということではあったんですが、逆に今度まちづくり飯塚から出されて、補助金の事業計画出されましたよね。そのときに明細書、項目別、数量が入ったやつ、それと単価が入ったやつ、これが出されてあると思うんです。そのときにアスベストの数字が極端に違うというときに、あなた方はまちづくり飯塚から出されたその事業計画書について、数量がこんだけ違うのであれば、どういうふうに数量を出されたんかということで、当然、行政が補助金を出す以上においてはチェックをしなければいけませんよ。そのチェックも大体間違えないだろうというような、いいかげんな考え方、立場的にはそれをやっちゃいかなことをして、先ほど同僚委員の方からも質疑があってましたけどね、これで稟議書を通して全部決裁を出しとると。上のほうにはその内容の説明をされたんですか。こういうふうな形で、経過がこういうふうな形で、アスベストの数量も3分の1程度に数量は変わってますと。このアスベストの金額が一番大きいんですよ。その数量が3分の1に変わったということは、目視と懐中電灯とか現地調査をしたことが全く基本になってないということは、そこで気がついたはずと思うんですよ。これを当初、一級建築士の方、飯塚市の職員の方で一級建築士の方がチェックを全部してこられましたと。そしてそれが出てきたときも、また同じようにその方にチェックをしていただいたと。そのチェックをした根拠がないわけでしょう。あくまでも目視でしょう。でも、まちづくり飯塚はその根拠を持って、もともとの建物を建てたときの建築図が残ったと。それを数量、解体をするに当たってのいろんな細かい数字を出す根拠を持って数字を出されたと思うんですよ。じゃあ、その資料をもらって、どういうふうに出されたんですかとか、どういう資料があるんですかということ、当然、行政が補助金を出す立場上、チェックをして確認をすべきじゃないですか。それはどこまで細かい内容の説明を、この決裁をもらうときに説明をされたんですか。そのあたりをちょっとお聞かせください。

企画調整部長

ただいま言われましたその説明につきましては、こういう内容がこう変わったというような詳細な説明までして決裁はいただいております。報告はいたしております。

坂平委員

それは、じゃあ、どなたの段階で、当然、副市長の方が職員のそういった面の事務的管轄はされてあると思うんですよ。そのもとには報告もしないで、あなた独自で判断されたんですか。

企画調整部長

当時、私、担当課長でございましたけども、もともと予算計上した数字、要するに予算額に關係する部分では、大幅にないというようなこともございましたので、もう任せていただいて

るという認識のもとにですね、報告はいたしておりませんでした。今、ご指摘のとおりですね、きちっとそういう数量の変化とかいうのがあれば、報告すべきだったということにつきまして、ご指摘の点については、重く受けとめておるところでございます。

坂平委員

あなたの答弁を聞きよったらその補助金ありきと、どういうその資料が出てきても、補助金ありきで決裁全部を回すんだというような受け止め方でいいんですか。当然、上のほうに決裁をもらう以上は、内容説明をされて、当然、決裁をもらうべきだろうと私も思うんですね。だからそのあたりは、今あなたが言われたね、アスベストの数量がこんだけの差があるということはあなた自身もわかって確認されたんでしょう。目視をされて、何行かありましたよね、市の一級建築士の方が概算見積もりをしたところ、2億何ぼであがりましたというものと、今度まちづくり会社が出された細部にわたって明細書が出てきて、その積み上げがいくらになりましたということがありますよね。じゃあ、全くその中身を見らずに補助金ありきで、中活推進するために、どういうことであろうと補助金は出すんだという考え方ありきで、進めてこられたんですか。

企画調整部長

中活計画にある事業につきましては、もう推進の立場でございますので、前向きに取り組んできたつもりでございます。ただ、今言われました細かい内容について、報告は私は受けておりますけども、その上の上司には報告いたしておりません。これにつきましては、事業の内容が変わるわけではないというような私のちょっと認識があったというふうに、いま思っております。そういう部分についてはですね、認識が本当に不足しておったんじゃないかということについては、反省しておるところでございます。

坂平委員

先日も副市長のほうで答弁の中で言われたのは、中活については飯塚市挙げての前々からの大きな計画であったと、大きな事業であるということで答弁もされたと思います。だから私がいま感じるの、もうあなた方は基本的にこういった形で中活は推進するんだと、中身はどうあれ補助金を申請して国が認めていただいたから、中身は見らずとも、そういう事業をやってくれるところがあれば、そこに全部補助金出してやるんだというような考え方一本で、今までやってこられたわけですか。

企画調整部長

今、ご指摘を受けております中身を全く見らずにということではないつもりではございませんけども、結果的にやはりそういう甘いところがあったということにつきましては、反省をいたしておるところでございます。

坂平委員

何度も繰り返すようですけどね、この一級建築士さん、この方はまちづくり飯塚から総事業費について、また解体事業について明細書が出たときに、その方にチェックをしていただいたということ言われてましたよね。じゃあ、その方はアスベストの数字がこだけ極端に違うということは、当然気がついてありますよね。どっちですかね、そのあたりは。

企画調整部長

もちろん気がついておったと思っております。

坂平委員

そのときには、当時課長であったろうと思っておりますけど、課長時代はそういう話は、一級建築士の方、市の職員で、この方からはそういった内容の細部にわたっての説明は聞かれてないですか。

企画調整部長

いろいろ説明は受けておりましたけども、詳細に今、どこからどこまで説明を受けたという

ところまでは、本当に記憶がないものですから、今どこまでというところまでお答えできませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

坂平委員

じゃあ、一級建築士の方にどういった感覚でチェックをされたか。そういったところは本人さんじゃないとわからんということですね。

企画調整部長

記憶は当然定かでございますでしたので、この委員会からご指摘を受けた中で、改めて担当者に確認した結果、今回の報告というような形になったわけでございます。

坂平委員

何度も何度もね、しつこいようですけど、稟議書を回されてそれぞれの方が担当、又は関係部署が決裁印を押されてありますよね。そこでお尋ねしたいのは、その方々がどういった内容、説明を聞いて決裁印を押されたか。まず、副市長のほうにちょっとお尋ねしたいと思います。当然市長のほうは副市長がおられますんで、副市長のほうからの説明で、いろんな細かいことが、たくさん職務上あると思いますんでね、副市長がそのあたりはきちっとされてあると思いますんで、どういった報告を受けましたか。

副市長

実際の実務的なことは、ある程度私の立場で大体話を聞いて、大きなことについては市長に当然ながら報告いたします。ざっくり言えば、この中活事業の大きな、例えばこのバスセンターと新飯塚とこの焼け跡、それからダイマル、全体で大体総事業費でどんくらいくらい、これを建てるときに、飯塚市が一般財源、いわゆるその税金をつぎ込める範囲は大体この範囲だと、この範囲であればこの事業は進めていこうと、細かいことは別にしまして、例えば一般財源20億くらいだったら、例えば総事業費が100億とか200億あって、じゃあ、一般財源から20億から22億くらいの範囲だったらやっていける、それ以上にならんように気をつけてくれという話だけは、ざっくりといたしております。そして、先ほどは担当部長のほうで、当時課長だったんでしょけど、ある程度、自分の範囲でとっておりましたけど、これは決して出過ぎたあれではなくて、我々が課長のときは課長の立場できちっとそういう同じような思いでやっておりましたし、飯塚市の中には事務分担とか、あるいは事務決裁規程というものがございまして、これに基づいて、課長は課長の責任、課長の見る範囲、部長は部長の見る範囲、私は私の副市長としてのいろんなその金額面から、内容からございまして、じゃあ、当時のいま部長になっております田代部長が、じゃあ、出過ぎてそこですべて話を止めておったかという、私は決してそうじゃないだろうというふうに思っております。ただ、トータルで言えばいろんな意味で前回もお話しいたしましたように、こうい事務手続をいろいろやっていく上で、市が事業をやっていく上で、やはり、今回いろいろご指摘を受けておりますが、やはり、事務手続上で少し丁寧さを欠いていたところを、少し慎重さを欠いていたところがあった、これについては、指導する立場である私の責任かなというふうには、大いに痛感しております。ですから、課長が上司に報告しなかったというのは課長の持つる権限の中では、別にそれを決して逸脱はしておりませんし、私のほうに上がってこないのは、我々は一定の部下を信じて、権限をずっと下に降ろしていつてますから、たくさんの仕事がございます。その中の1つの事務だということで、ただ、このような大きな事業をやって、多額の補助金を出すことについては、もう少し慎重に、丁寧にやるべきであったということについては、痛感をしておるところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 12:10

再開 13:12

委員会を再開いたします。

資料27についての質疑は、ほかにありませんか。

(な し)

じゃあ、28に移りたいと思います。資料28について質疑ありませんか。

小幡委員

資料28について質問いたします。この資料28は平成24年ですね、平成24年の5月17日に提出された図面なんですね。これは、最終的に平面プランと、立面図と最後はパースまで書いてありますけども、立面図ですね。これは結局、みすみ設計さんが書かれてるんですよ。作成者みすみ建築設計事務所。この図面を受けたときは、まだみすみさんは当然、コンサルとしてまだ、入札も終わってませんから、担当してないんですけども、この図面と1の(1)の45をお願いします。1の(1)の45ですね。これは平成25年ですね、25年の3月11日に出てきた事業計画書であります。この事業計画書に添えられた、建設されるであろう平面図、これと基本的には同じ図面ですよ。結局1年前にはもう既にプランニングの図面があって、3月の11日に出てきた事業計画書の図面も同じで、この3月11日に事業計画書が出てますけども、この段階でもみすみ設計さんは落札されてませんよね。コンサルとして、イコール、今までの議事録を見ますと、平成23年ごろからか、みすみ設計さんはもうずっとこの事業計画に携わってきてるアドバイザー的なコンサルなんですけども、このみすみさんをもともと依頼されたのは、まちづくり協議会のどなたかご存じですか、まちづくり飯塚ですね、すいません。

企画調整部長

株式会社まちづくり飯塚の前田社長が前からご存じだったということで、前田社長がお願いしたということ聞いております。

小幡委員

再度確認しますが、いま出てきてます資料28の図面と1の(1)の45以降の図面はほぼ同じものであるということは部長、課長、どのような判断をされておりますか。

企画調整部長

まちづくり会社が賃貸住宅を考えてあるという分については、同じだと思っておりますけども、1階の内容につきましては違っておるというふうに思っております。あの、たたき台でまずいろいろ協議をしていく中でたたき台として示されて、そして少しずつ協議を詰めていながら修正を加えていった部分でございますので、1階の部分については、若干違っておるのではないかというふうに私は認識しております。

小幡委員

もちろん階数も違うんですよ。1年間経ってますから、もともとのプランニングの図面から事業計画書の図面に変更していった。階数も変わりましたよね、1階の仕様も、用途も変わりましたから。変更するのは当たり前なんです。私が聞いているのは、通常2階、3階の平面プランが階段の位置とか、エレベーターの位置、多少変わってますよ。基本的なプランニングと事業計画書の図面が、同じ流れからでき上がった図面という認識でおられますかということ聞いています。

企画調整部長

その流れできておるというふうに認識しております。

小幡委員

ということは、もうみすみさんはすでにずっと携わってたんですね。前田社長の知り合いということで、要は事業計画書をつくるに当たって、もう設計的なアドバイスはここから受けてたんでしょ。こういうみすみさんの立場でありながらですね、最終的には落札した業者さんは

このみすみさんなんですよ。ここで我々は、どこで公平公正な入札が行われたのかということ
を疑問視しているわけですね。じゃあ、あの関連がありますけど、結局、12の(1)の2、
ここで事業計画書がほぼ出来た、同じ3月11日ですね、25年の3月11日に曽根設計、み
すみ建築設計、佐伯設計と3者、設計事務所選びますよね。ただし、みすみさんはもう数年来
からプランニングにかかって、かなり精度のある図面までおこして、私の、ここ推測ですけど、
ある程度の金額的なものも知り得る立場にいたんじゃないかなと思います。いたんじゃないか
なと。そこで、この曽根さんと佐伯さん呼んで、入札をするんですけども、曽根さん、佐伯さ
んはこの事業計画でどこか入札があるまでにかかわられたということはありませんか。

企画調整部長

聞いたことありません、多分ないと思います。

小幡委員

そうですね、3者指名するんですけども、この佐伯さんと曽根さんはかかわってないと思
いますよ。かなりみすみさんは内容に詳しい。他の2社はまるっきり知らない。呼ばれただけ。
ここで公平さがどこにあるかちゅうのが1点ですね。最終的に12の(1)の11ですか。入
札調書が出ますね、入札調書。この3者が公平、平等でない、要は事業、入札に当たってです
よ、この3者で入札が行われまして、やはりみすみさんが3800万で落札と。他2者は、要
は超過ですから、予定価格をオーバーしてるんですね。この予定価格、一番上に4330万
6千円とありますけども、この予定価格はだれが決めたのでしょうか。どの段階で決まった
のでしょうか。

企画調整部長

この予定価格の設定者については、決裁をされたのは、まちづくり会社の前田社長でござい
まして、いつされたかというのは、直前にということ聞いておりますけども、それがその、
入札日だったのか、前の日の何時だったのかとかいうところまでは詳細には聞いておりませ
ん。

小幡委員

設計委託にかかわる予定価格ですから、そこのところ議事録があればもらいたいんですけど、
その会議録なんかあるんでしょうかね、前田さん単独で決めたわけじゃないでしょ。何人が
メンバーがおって、決められたと思うんですけども。その点、確認取れますでしょうかね。

企画調整部長

担当が確認したそうなんですけども、議事録についてはないそうでございます。

小幡委員

そのときの聞き取り調査してください。メンバーがだれで、いつで、どういった話し合いで
この金額が決まったか。あの、失礼ですけど前田さんがこの4300万のね、設計に伴う委託
業務の中身がわかるわけじゃないと思うんですよ。建築に相当詳しくないかね。選考基準はた
くさん飯塚市のほうが、いろいろ指導もしてますでしょうし、書類はそろってますけども、そ
ここの聞き取りをよろしくお願いします。

中心市街地活性化推進課長

まちづくり会社のほうに確認させていただきたいと思います。

小幡委員

よろしく願いいたします。この予定価格4330万6千円、まあ結果的に決まったんでし
ょうけども、これは公表されてましたか。なおかつ、最低落札価格は決まったのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

公表はされておりません。それから、最低価格については設定がされてないということで聞
いております。

小幡委員

再度確認します。非公開ですね。最低落札価格は決めてなかったということですね。結果的

に入札調書を見ますと、3800万は予定価格内ですね。残りの2者の方は4500万と4600万で予定価格の4300万台をはるかにオーバーしてるんで、失格という結果、そのとおりですね。わかりました。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、資料29に入りたいと思います。資料29について何か質疑ありませんか。ありませんか。

(質疑なし)

ないようですから資料30について質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

これちょっと、私がお願いしてた分ですので、議事録等、もしくは書類見ますと、建設予定地の土地は、まだダイマルさんの名義で井上弁護士ですか、清算人の管轄の中に置いてありまして、登記簿上、まだまちづくり飯塚のほうには移ってないということを確認しましたね。その中で、解体が終わったあとに土地を取得すると、で土地を取得する以上は、解体後の土地の価格を決めていたのではないかということで、尋ねた分が出てきたわけなんですけども、この30の(1)の1、売買の成立ということで、土地の不動産の売買代金は233万円、土地の価格ですね。建物は価格は0とするということになっております。(消費税を含む)ですから、土地の価格もしくは、まちづくり飯塚のほうを取得するであろう土地の価格は233万円、税込みでよろしんでしょうか。

企画調整部長

そのとおりでございます。

小幡委員

この不動産売買における契約書を見ていきますと、25年の4月4日に契約なされておりますよね。この25年の4月4日というのは、まあ事業推進に当たってはみすみさんが3月に、もう入札終わって、設計事務所の委託を受けた会社にはなってますね。その後、4月4日にこの土地の不動産売買契約書が出てます。この契約書の内容見ますとね、第4条あたりに買い主と売り主に対して、買い主はですね、売り主に対して平成25年の4月12日、ここで103万円を銀行預金口座に振り込むことによってと云々とありますが、現実4月4日、25年の4月4日、売買契約を成立しておりますけども、土地代というのは振り込まれてるんでしょうか。

企画調整部長

振り込みは終了したというふうに確認いたしております。

小幡委員

233万のうち103万を振り込むんでしょう。最終的には、残金はいつまでに振り込むことになってるんですか、これ。残金 ああ、ごめんなさいね。契約時に払って、残金が103万円か。もう振り込んだということですね。これ、解体後に買うということになってたんじゃなかったんですかね、土地の取得は。

企画調整部長

名義変更といいますか、登記を解体後に行うということで、両者間で協議がなされて決まっておったということは聞いております。

小幡委員

じゃあ、登記自体が、解体が終わって物件がなくなって更地になって登記だけすると。売買金額はもう既に、233万の税込みということで成立してるということですね。ということは、まちづくり飯塚さんのほうはダイマル商店さんですかね、まあ管財人の、清算人のほうにもう

振り込みが終わったということですね。再度確認します。

企画調整部長

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

江口委員

すみません。今の土地の売買についてなんですが、この25年4月12日で支払いが済んでいるとなると、あの、決算書類に関してはその記載はどうなるんですかね。ここに関しては、その土地の取得であるとか、まあ不動産の、であったりとか、まあ支払いの部分というやつはどこかに出てきているんでしょうか。ちょっと、こちら辺が読めないの、お知らせください。決算書類に関しては、19で出させていただいております。

中心市街地活性化推進課長

いま書類に目を通しておりますが、ちょっと確認ができませんので、再度確認させていただきたいと思っております。

委員長

関連ね。

小幡委員

同じく、あの、江口委員の関連なんですけども、決算書は後で調べてください。で、銀行からは、まだ融資は行われてないということですよ。ということは、この土地代は誰かが払ったということですから、通常、代表者が役員等で立てかえ払い等されたと思うので、されたのであれば誰がされたかも調べとってください。

中心市街地活性化推進課長

あわせて確認させていただきます。

小幡委員

今の30、資料30についての土地代はわかりましたけども、あの一、ちょっと26の(1)の1に戻りたいんですが、26の(1)の1ですね。ここは工事請負契約書、あの、解体に伴ってまちづくり飯塚さんと春田建設さんの工事請負契約書がございますが、ちょっと資料でわからなかったんですけども、みすみ設計さんとまちづくり飯塚の工事請負契約書なり、その点は資料として出てましたかね。

中心市街地活性化推進課長

現在の資料としては出ておりません。

小幡委員

えー、資料要求になります。そのまちづくり飯塚さんとみすみ設計事務所さんですかね、建築設計事務所さんの契約書等の控えを資料として提出してください。

中心市街地活性化推進課長

確認の上、提出させていただきたいと思っております。

委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員からの要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

小幡委員

よろしくお願ひします。で、まだコンサルとの契約はありません、契約書はありませんので、26の(1)の1に既に出ております工事請負契約書について、ちょっと聞きたいんですけどもね。これは、工事価格が1億4990万に関する、また消費税がありまして、契約がなされ

ておりますけども、4番、請負代金の支払いという段階で、この工事請負契約書の成立時に3147万9千円を支払うというような契約書になっております。これは25年5月27日、落札が終わった数日後に契約書交わされておりますけども、この契約は成立してますので、この契約書どおり成立時の3147万9千円は支払われたのでしょうか、まだ未払いでしょうか、お願いします。

中心市街地活性化推進課長

確認しておりません。

小幡委員

工事請負契約書ですから、そのとおり履行されたかどうか、確認をお願いします。

中心市街地活性化推進課長

確認させていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

ちょっと資料要求いたします。工事請負契約書が出ておりますが、26の(1)の25、解体における工事請負契約書が5月の、25年5月の27日に成立した後にですね、同年9月17日に工事請負変更契約書(第1回変更)というのが出ております。これは端的に言いますと、工期が変更されましたよね。工期の変更に伴って工事請負変更契約書が出ておりますけども、この変更をしなくてはいけない時期、当初の工事請負金額の工程では契約書どおり工事ができないということで工期変更してますので、わかった、変更しなくてはいけないとわかった時期と、この26の(1)の25の工事請負契約書をつくるに至った、まあ議事録なり会議録なりそこら辺がありましたら提出していただきたいんですけども。

中心市街地活性化推進課長

確認の上、提出をさせていただきたいと思います。

委員長

小幡委員、もういいですか。ほかにありませんか。

(な し)

ないようですから、次 あ、資料要求やったね。ただいま小幡委員から要求のあっております資料は、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。続いて、資料ナンバー32に入りたいと思います。31か。31やね。ごめんなさい。もとい。31についての質疑になります。資料31について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

ないようですから、資料32について入りたいと思いますけど、32について何かありますか。

(質疑なし)

いいですか。続きまして、資料33について、何か質疑ありますか。

江口委員

資料33で2本の工事について、穎田小学校の解体工事並びに穎田中学校の解体工事に関する、金額は入っていませんが、設計書のほうを出していただきました。で、契約課にお尋ねをいたします。こちらのほうの資料出していただいたんですが、こちらを見る限りではですね、えー、今回のまちづくり飯塚と春田建設との契約とはですね、異なり非常に詳細にわたって記載されているように思えます。で、契約課側から見た場合に、まちづくり飯塚と春田建設との契約に関しては、どのように評価されてますでしょうか。資料33ではですね、詳細にわたっ

て特記仕様書等も含めてあるわけですね。で、そういった形での契約を飯塚市ではしているわけですね。その契約課、そうやって契約をしている契約課から見てですね、えー、現在のまちづくり飯塚と春田建設と交わした契約書、こちらのほうに関してどのように考えられるのか、お答えいただけますか。こちらは本来であるならば、もっと詳細にわたってないといけないのではないかと感じておられたりするのでしょうか。それとも、まあこの程度なの、まあこの程度という言葉はごめんなさい。現在のまちづくり飯塚と春田建設との間で交わされた契約ですね、こちらのほうで妥当であるとお考えなのかどうか。

契約課長

市が契約いたします契約書につきましては、私どもこれだけしか見ておりません。民間の分は見ておりませんので、比較対象的にはできないような、だと思っておりますが、市としましては民間の分と比較することについては答弁できないかと思っております。

江口委員

それではですね、聞き方を変えます。現在、締結されてる契約が、契約書としてね、契約課に回ってきた場合、それはこういう契約なんだなというふうな形で決裁がおりるものであるのかどうか、その点についてはどのように判断なされますか。

契約課長

繰り返しになるかとは思いますが、その分についてはお答えのしようがないのではないかなと考えております。

委員長

いいですか。ほかに資料33について。

(な し)

続きまして資料34について質疑を許します。

江口委員

資料34に経営事項審査のものを出していただきました。この資料で見るとですね、とび・土工・コンクリートの5者ですね、それぞれの直近の実績としては、金額としては幾らが上がっておりますか。

中心市街地活性化推進課長

それぞれお答えするということになりましょうか。株式会社坂平産業につきましては96万5千円、それから柴田建設工業につきましては金額はありません。それから修成工業につきましても金額はありません。それから九特興業につきましても金額はございません。それから春田建設につきましては153万5千円でございます。以上でございます。

江口委員

中活担当課にお聞きいたします。このとび・土工・コンクリートというのは、解体に関してはこの業種に入るわけですね。

中心市街地活性化推進課長

そういうことでございます。

江口委員

担当課としてはこの金額、いま言われたように3者は直近2年間の完成工事高はゼロであります。そして春田建設も150万ですね。そして坂平産業も100万弱でございます。この5者が解体の入札に参加するに当たって、十分な実績を積んでいると判断されますでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

今回の資格の審査に当たりましては、指名基準をまちづくり会社のほうでつくられております。この中でとび・土工・コンクリートというのが解体の資格ということでございますけども、そういった中で福岡県ですね、建設業登録業者の中からそういう資格を持った業者の中から選定がなされておるということで聞いております。そういうことでございます。

委員長

もう1回質問して。

江口委員

いま5者の数字が出たわけですが、この5者が、この解体工事、解体並びに取り付け道路の工事ですね、を受けることに十分な実績があると担当課としては判断をされますか。

中心市街地活性化推進課長

私どものほうとしましては、あくまでもその選定基準が出てまいりました。それによって業者のほうを選定されてるかということを確認したということでありまして、その辺が、いま言われましたようなことがどうかこうかということにつきましては、ちょっと判断しかねるところでございます。

江口委員

あなた方はこの業者を選定するに当たってお願いをしたことは、きちんと工事が完了できるような実績がある業者であることというのをね、さきの12月の一般質問でも答えられたはずで、ところが今はね、その判断はできないと、おかしくありませんか。で、関連してお聞きいたします。いま指名業者の選考基準をつくったと言われました。この指名業者の選考基準については、市としてはこの作成に当たって関与したのかどうか、その点についてはいかがですか。

中心市街地活性化推進課長

選考基準の作成については、市のほうとしては関与したということではございません。ただ出てきましたものが、きちんとわかるようにしてくださいということで申し上げただけでございます。

江口委員

契約規程でしたっけ、あちらのほうに関してはひな形を出しました。それをベースに多少つくり変えて、まちづくり飯塚さんが作成されました。ただ、この指名基準については、何ら関与していないということではないですか。

中心市街地活性化推進課長

そのとおりでございます。

江口委員

ではその、まあつくられました。で、入札をするんですね。それまでの間で何らかの問い合わせ等が、こうやってつくったんだけど、こちら辺に関してまちづくり飯塚のほうから、どうでしょうねであるとか、そういった話とかは全く協議はされてない。つくる過程は、つくる前は全くやってなかった。関与してないですね。つくられたあと、つくられたあとに関しては何らかの関与はありましたか。

中心市街地活性化推進課長

先ほど申しましたように、関与ということはございませんで、あくまでも業者選定の基準が出てまいりましたときに、きちっとその流れがわかるようにしてくださいと、そういったことを申し上げたということでございます。

江口委員

この選考基準については、これはいただいたのは、確か契約が終わったあとにいただいたというふうな形ではなかったのでしょうか。ちょっと、今すぐ思い出しませんので、そちらの点ご案内ください。

中心市街地活性化推進課長

5月8日でございます。

江口委員

この17、資料17の(1)の1で言うと、3月15日に選定会議があったっていうのは、

その資料6の中で出てくるところですよ。それで、そうしてつくられた選考基準等になって選定されたのがこの5月8日に初めてその選考基準並びにその選考結果について、5月8日に初めて市のほうには来たというふうなことでよろしいんですかね。双方ともですね。選考基準も、そしてまた選定結果も5月8日に初めて来たというふうなことでよろしいですか。

中心市街地活性化推進課長

そのとおりでございます。

江口委員

その上ですね、4月12日にまちづくり飯塚と協議というふうなところで出ています。ここについては、そのやりとりはなかったというふうなところでよかったのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

そういうことでございます。

江口委員

間違いないですかね。資料の7、私もちょっとめくってないんですが。そこは間違いないということよろしいですか。

中心市街地活性化推進課長

間違いないということでございます。

委員長

資料34については、ほかに質疑ありませんか。

(な し)

続きまして、資料35について、質疑を許します。質疑ありませんか。

小幡委員

資料35についてお尋ねします。これ何で尋ねたかと言いますと、春田建設さんが解体工事を受注されて、その下請けでありますディムスさん、解体のメイン工事ですね。で、もう1者、小島建興さん、これはダイオキシンの処理という下請け工事を請け負われた方の工事範囲、どの範囲を受けられたのかということで明細を出していただきましたが、資料だけ見ますと、ディムスさんが請け負った解体工事の下請け作業が35の(1)の1、これからまでありますけども、この工事を請け負われてるんでしょうけども、この、まあ金額は入ってませんので、もともと設計、違う、春田さんが契約されたときに添えられた数量ですよ。これ全部受けられたんですか。そこんところ確認できてないんでしょう。

中心市街地活性化推進課長

資料要求されましたことに対しまして、私のほうで確認をさせていただきますと、こういうことで出てきたということでもありますので、この分が下請けのほうでされているということで認識しておりますけども。

小幡委員

26の(1)の3、春田さんが工事請負契約を税抜きの1億4990万で受注されたときの工事内訳書が、26の(1)の3にありますね。これでいきますと26の(1)の12、もとい、まずは26の(1)の6ですね。春田さんは26の(1)の6で、本体の解体工事を1億41万8100円、1億ぐらいで請け負った形になってますよね。でしょう。これを下請けのディムスさんが、35の(2)の1で、もとい、その前だな、35の(1)の1ですね。春田さんは1億ありますと。ディムスさんが同じ仕事を5700万ぐらいでしたかね、で、請け負っておられますよね。同じ数量、同じ明細で、金額だけ入ってませんので、元請けである春田さんは1億お持ちなんですよ。同じく、同じ工種の中のディムスさんが5700万ぐらいでしたっけ。注文書を出されてましたけど、この範囲の半分、1億と5千万台ぐらいですか、半分ぐらい金額が違うんで、この内訳の中の何をされてるのかを聞きたいんですよ。分かります。同じくアスベストのほうもですね、春田さんが請け負われたのは3600万台ぐらいかな。で、

小島さんとかいうところは1千何百万ぐらいなんですね、下請けで請け負われたのは。だから、その差額があるんで、どこまで、小明細的にどの範囲を請け負われたかをわかりましたら、調べとってもらえますか、今わからないでしょう。

中心市街地活性化推進課長

その辺は確認させていただきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

35までいった。じゃあ、資料36に入ります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:11

委員会を再開いたします。

資料36についてはいいですかね、特段よろしいですか。

(質疑なし)

では、資料37について、質疑を許します。

上野委員

資料37、助成金についての資料を出していただいております。緊急雇用に関する助成金2本の内訳が出ております。関係がありますので資料39とあわせて質疑をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長

結構ですよ、どうぞ。

上野委員

質疑と申しますか、この2つの助成金について、資料39にはその履行状況について、実績について資料を出していただきましたが、本特別委員会のこのダイマル跡地事業地区との、この助成金との関係は見受けられませんでしたので、この委員会での質疑は控えさせていただきますが、短期間、2年間のうちにですね、この助成金を複数回にわたって金額にして1500万円弱、同一企業にわたっておりますので、このような助成金の取り扱いについてはですね、以後、改善が必要だというふうに思っておりますので、また別の機会に質疑をさせていただくことにいたします。以上です。

委員長

資料37については、ほかに質疑はありませんか。

(な し)

続きまして、資料38については位置図ですけど、これはこれで。

江口委員

説明の中で、補助対象事業になるのは、左手の網かけの部分のみであるという説明がございました。前回、お聞きしたのが、対象範囲というか、まあ事業計画書の範囲はどこのかというお話をさせていただきました。そうすると、この左側の部分とその工事用進入路ですよ。あと、先ほどもね、アーケード養生とかがありましたけれど、そのあたりについては、どこからどこまでというのは、お聞きになられました。確認できますか。

中心市街地活性化推進課長

あの、何と言いますか、現実に聞いたわけではございませんけれども、敷地がこういう形でありますんで、その前のそのアーケードとですね、前の範囲ということでは考えておりますが。

委員長

ほかに資料38について、何か質疑はありませんか。

(な し)

資料39については、何か質疑はありませんか。ないですか。

(質疑なし)

資料40について、質疑は何かありませんか。

江口委員

資料で出していただいているんですが、契約書としては、契約書の中に入っている分としてはどの分になるのか。説明があったかもしれませんが、再度、お聞かせいただけますか。

中心市街地活性化推進課長

契約書にはすべて入っております。

江口委員

契約書としてはこれが全部入っていると。これに契約の表紙がついて、この40の(1)の30までがついて、それで一連の契約書であるというふうなことでよろしいですか。ほかにはついてないということでもよろしいですかね。

中心市街地活性化推進課長

先ほど言いました契約書までの部分でございますけども、それと、40の(1)の1に四会連合協定の下に3つ書いてあります。これの真ん中の建築設計・監理業務委託契約約款、これがついてくるということでございます、このほかに。

江口委員

となるとですね、ここに提出いただいた40の(1)の1から40の(1)の30まで、それプラス、契約書の表ですね。そして、この40の(1)の1でいう真ん中、建築設計・監理業務委託契約約款、この契約約款が別について、この以上3点をもって、契約書である。それがすべてであるということでもよろしいですね。

中心市街地活性化推進課長

そういうことでございます。

江口委員

あと対象範囲を言われました。で、確かこの40の(1)の2以降の、40の(1)の2から40の(1)の30までの分に関しても、40の(1)の2にある設計業務、の設計業務、そして、その下の基本設計業務、下線が引いてある部分。そして、その下の の2の実施設計業務、この部分が対象であるということでもよろしかったんですかね。

中心市街地活性化推進課長

設計業務については、そういうことでございます。

江口委員

この40の(1)の2にある調査・企画業務については、対象ではないってことでよろしいですよ。

中心市街地活性化推進課長

そういうことでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

関連して、そのまま聞きます。先ほど、設計業務の委託に関する請負契約書は、また出していただけるようお願いしましたが、それにこの資料40に伴う部分も入ってくるんでしょうけどもね。先ほど、みすみ設計さんは3800万で落札されてますよね。価格的には非公開ということで、その3800万を入札時に入れられたのは、12の(1)の8、12の(1)の8に入札書がありますけども、落札されたみすみさんも、曾根設計さんも、佐伯設計さんも、

この入札書に従い、金額のみを入れて入札されたのでしょうか。明細書はついてなかったのでしょうか。これは確認できてますか。

中心市街地活性化推進課長

その辺については、確認はしておりません。

小幡委員

先ほども言いましたとおり、この資料40の業務内容、これにですね、すべてその3800万の中に含まれるんですよ。この業務内容をすべて工種別に分けて、人件費を入れて積み上げないとこの3800万という数字が通常出ないんですね。もしくは、予定価格の4300万台という数字が。どこかで積算してきっちり4330万6千円が予定価格だと。先ほど社長であります前田さんが決めたというようなことを言われてましたが、この歩掛とかね、人件費的なものをすべて入れないと、この金額が出てこないんですけども、非公開の金額で落札された当のみすみ建築設計事務所さんは3800万、他2者は超過、予算オーバーで失格になられておりますけども、1の(1)の52をちょっと見ていただけますか。ここにですね、1の(1)の52に暮らし・にぎわい再生事業委託業務設計書というのがありまして、建築設計、地盤調査は外しまして、1番と2番に建築設計における基本設計と実施設計、2番が工事監理ですね。ここの金額を合計しますと、3830万2千円。3800万の落札金額に対しまして、30万2千円しか差がないんですよ。これは、今までの答弁におきます、お聞きしたところによりますと、市が提示したということですよ。これは間違いないですか。

企画調整部長

今、資料1の(1)の52の建築設計及び工事監理につきましては、市のほうが数字を提示したことには間違いございません。

小幡委員

市のほうが3830万2千円を提示してるんですね。で、基本的にまちづくり飯塚さんとしては3800万で、のみすみ建築設計さんに設計を委託するんですよ。この市のほうが出されました1の(1)の52の3830万2千円の先ほど言いました積み上げの明細、お持ちでしょうか。

企画調整部長

いま言われました内訳につきましては、その次ページ以降の明細がついておりますので、この分だというふうに認識しております。

小幡委員

その内訳は、後ろにずっとついてますね。これをすべて、これだけのものをまちづくり飯塚さんのほうに提出して、市としては、設計業務委託は3800万台ぐらいが妥当というような説明でお渡ししたんですか。

企画調整部長

これは、単価につきましては、確か国の歩掛表に基づいて、数量に応じて単価を入れて、積算をしたというふうに確認をしたところでございます。

小幡委員

中身じゃなくて、市が提出したということですから、まちづくり飯塚さんから依頼を受けたんですかね。それで、こういう設計に関しては、このぐらいの金額がかかるのではないかとということで、提示したのでしょうかというのを尋ねてるんです。

企画調整部長

そのとおりでございます。

小幡委員

ということは、まちづくり飯塚としては、市から提示されたこの3830万2千円を基準に設計業務委託の金額を想定した可能性というのは考えられますか。

企画調整部長

おっしゃる意味はよく分かりませんが、今回提示した金額にあわせて、地盤調査も入っておりますので、どういうふうに思われたかというのは、私のほうでは承知いたしていません。

小幡委員

なぜ、市が出したのかを答えてもらってないんですけど。向こうから依頼を受けたのか。市のほうが進んで出したのか。そちら答弁どうでしたっけね。

企画調整部長

すいません。どちらが先に言いましたかというのは、私もそこまでは確認いたしていませんので、確認をしておきたいと思います。

小幡委員

確認のついでに、予定落札価格、ちょっと資料がどっかいきました、4300万台ぐらいたったか、ありましたでしょう、設計業務委託。それは前田さんが決めたというような、そのところの議事録とか会議録を調べてくれと言ってますけども、その4千数百万の予定価格を決めた根拠となるものの数字ですね。これ、何を根拠にそれを出したかも聞いてください。以上です。

中心市街地活性化推進課長

確認させていただきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑ありませんか。資料40ですね。ありませんか。

(な し)

あと、一応、いま手元に配付されております資料については、一通り質疑を行いましたけど、質疑漏れが全般であれば、この際ですから、お受けしたいと思いますが、何か質疑ありますか。

岡部委員

膨大な資料を出していただきまして、ありがとうございます。これに、また長時間にわたる質疑と答弁ということで、担当の部長も課長ももう大抵くたびれちょっちなかろうかなというふうに思っております。ただ、全般にわたって一つだけ確認をしたいのは、特に副市長、あなたにちょっと確認したいのはね、これだけ出された資料を一つ一つ質疑を聞いておまして、答弁を聞いておりましたら、確かにおかしいと。整合性がないというのが、いっぱい出てきます。これについてはですね、私自身も非常に矛盾点を感じてるわけですけど、ただね、あまりにもね、木ばっかり見過ぎて森が見えないといえますか。一つ一つの問題にね、ずうっと入り込んでいったときに、それもおかしい、あれもおかしいというふうな形の中でやられとるわけですよ。

ただね、執行部の皆さんになぜこの委員会ができたかっていうことを、まず頭に置いて考えていただきたいと思うのは、私どもにとっては都合がいい、業者にとっては都合が悪く、例えばバスセンターの工事なんかとほとんど同時に発注をされてるわけですよ。それで、単価的に言ったら、大幅な数字の違いが何でかなというのが、まずこの委員会が、まあ、ほかの方は知りませんが私は委員会の必要性がある、あったんじゃないかろうかなというふうに考えております。

この中でね、副市長にお尋ねしたいのは、先ほどからずっとやってる中で1つ、飯塚市の役目は補助金を出すという、市民の利益のために補助金プラス、人間も出しとるわけですよ。一級建築士なんか、チェックのためにこの中に入れとる。この人達がきちっと機能どおりに働いたのかということに対しては大きな疑問が残るとるわけですよ。それと、補助金の申請書一つ取ってみてもね、書式的には間違いなくきちっとしたことが行われてるし、あなた達の決裁印を見ても一番最初の担当から順番に押されていって、最後はトップまで上がってる。

本来いったら、トップったら、齊藤市長ですよ。しかし、この事務方の業務全般を考えたときに、果たして齊藤市長まで数字の瑕疵っていいですか、が必要あるのかというふうなことを考えたときに、私は数字的な問題とか、金額とかのそういった問題については、あなたにある。私はそういうふうに思ってるわけですよ。んで、いま担当部長も課長も一所懸命、答弁されますけど、つくったのが、もともとこの人達がつくったんじゃないんじゃないかということのを頭に置いて聞いているわけですから、答えるほうも、大体わかって答えてるんだらうか、わかって答えてないんだらうかというふうに思うわけ。ただ、しかし、1つ大事なのはね、飯塚市の補助金を、市民のお金使ってやるわけですから、少なくとも事務方のトップとして全体的な動きをあなたは今どういうふうに考えておるのか、そこをちょっと聞きたいんですけどね。

副市長

今回の100条の委員会と申しますか、この件に関して本日で5回目です。まあ、こういう調査特別委員会をまず、ができたことに対しては、大変私としても責任を痛感しておりますし、いろんなこの5回の審議を通じて、過去2回ほどご答弁いたしましたけど、この中活事業というのは、本市にとっても大きな課題でございましたし、ぜひやり遂げたいという思い、もうこれは伝えました。ただ、やりたいだけで、じゃあいい加減にしとるのかということもいただきましたし、いろんなその事務上の不手際と言いますか、少し疑念を持たれるようなことがあっても、あったということについても大いに反省しております。ただ、民間の方がこのまちを再生しようということで、のりだしていただいたことに対しては、担当課のほうも、まあ私も客観的には非常にありがたかったなという思いが先行いたしまして、その辺の多額の、ご指摘のように補助金を出すものについて、少しチェックが甘かったんじゃないとか、疑念を持たれたことについてはですね、実務を扱っておる、いわば役所の中で実務を担当しております責任者としてですね、大変責任を痛感しておりますし、これについては深くお詫びを申し上げたい。まああの、まだ補助金は今後きちっと、まだ出しておりませんが、今後事業がなったときに補助金を出す、あるいは、今後似たような、類似の事業が恐らく今後出てくるだろうというふうに想定しております。ことについては、内部的にも、もう少しきちっと、今回のような疑念を抱かれることがないように、ことを進めていきたいというふうに思っております。

岡部委員

確かいま、あなたの答弁3回目ですよ、間違いなく。ただね、少なくとも物壊すために問題が発生したんじゃない。違う視点の中から皆さんが聞いているわけですよ。で、これから本体の建築工事が始まる。あるいは、まだ手がつけてない本町の焼け跡の区画整理事業とか、いろんな形の中で補助金事業がこれから入っていくわけですよ。そのときに大元になる事務方のトップがね、今の状況の中で、とりあえず委員会だけ終われば、次行くっていうふうなね、形は、これは許されんと。絶対に。私は、あなたのきちとした責任のあり方、取り方というのはそれなりに自分で思ってます。けども、人一人責任とりゃいいとか悪いとかちゅう問題じゃなくて、とにかく、中心市街地活性化の認定をもらった都市というのは、全国で飯塚が何番目やったですかね、40何番目ですかね。何か、数字ですよ。この中でね、よそよりも先に手掛けた事業で、それも、大きな核を3つもやって、本当によその都市から見たら、うらやましいっていう事業に入ってるわけですから、絶対にあとで、あげな問題があった、こげな問題があったというような残さないような形、これは市長にもお願いをして、これからも続けていっていただきたいというふうに思っております。終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

永末委員

もう全般ということになりますけども、私に関しては、あらかじめ聞かしていただきましたので、特に質疑ということではないんですけども、ずっと質問のほうもさせてもらって、聞かし

ていただいて、やはりポイント、ポイントで、何ですかね、いろいろとポイントとなってる方がいらっしゃると思います。で、実際にまあ、きょう聞かせてもらったように、精査した部分に関しても特定の職員の方とかが入られて、そういった判断をして、その上での行政が進んでいってるってところがあると思います。ですので、ぜひ委員長のほうで、お取り計らいいただきたいんですけども、100条委員会として証人の出頭を要求したいと思いますので、ぜひ検討、委員会のほうでの検討のほどよろしくお願いします。

江口委員

私のほうからも、先の委員会でも、ちらっとお話ししましたが、同様に証人の出頭請求をお2人の方に対してさせていただきたいと思います。委員長においてお取りは、あの、書類のほうは書いてきておりますので、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑ありませんか。暫時休憩いたします。

休憩 14:37

再開 15:29

委員会を再開いたします。質疑ありませんか。

江口委員

先ほど、休憩前に2人の証人をお呼びしたいというお話をさせていただきました。ただ、ちょっと変更させていただきたいと思っています。証人ではなく、参考人として招致をさせていただきたい。お一人は、みすみ建築設計事務所の三角雅博氏でございます。三角氏については、ダイマル跡地事業地区に関して設計業務を受託されておりますが、その受託前からこの事業計画の策定において協議に参加されております。ですので、その経緯について、並びにNPOシユガーロード飯塚及びまちづくり飯塚とのかかわりについて、そして今回のダイマル解体他取付道路工事に関して、お聞かせいただきたいと思っております。というのは、後の解体工事に関してはこの業者選定のアドバイザーとして会議にかかわっておられます。ということでそちら、三角氏について参考人としてお呼びいただきたい。もう1名は、株式会社まちづくり飯塚、代表取締役、前田精一氏でございます。きょうまでの質疑の中であるように、市とまちづくり飯塚とは数年来協議をしてきております。まあ、質疑の中でもやはり担当課として先方さん、株式会社まちづくり飯塚と確認をしてお答えをしますという点が多々ございます。片一方、市のほうから一方的にお話を聞かせていただいておりますが、他方の当事者である前田社長のほうから、代表取締役、前田氏のほうからもその確認のためにさせていただきたい。ダイマル跡地事業地区におけるコミュニティビル建築に係る経緯等、計画策定に関する事項、入札・契約に関する事項、補助金申請に関する事項等々含め聞かせていただきたいと思ひ、このお二人について参考人の招致をお願いしたく、委員長においてお取り計らいをよろしく願いいたします。

委員長

ただいま江口委員から、みすみ建築設計事務所の三角雅博氏に対し、参考人の意見を求める動議が提出されました。委員の皆様にお諮りいたします。本動議のとおり決することに、何か質疑はありますか。ありませんか。

(質疑なし)

では、本動議のとおり決することに、賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(挙手、全会一致)

全会一致。よって、みすみ建築設計事務所、三角雅博氏に対し参考人として出席を求め、意見を聞くことに決定いたしました。

また、江口委員から、株式会社まちづくり飯塚、代表取締役、前田精一氏に対し、参考人の意見を求める動議が提出されました。これに対して、何か質問等がありますか。

(質疑なし)

では、お諮りいたします。いま江口委員から動議が出されております本動議のとおりを決することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手、全会一致)

全会一致。よって、株式会社まちづくり飯塚、代表取締役、前田精一氏に対し、参考人として出席を求め、意見を聞くことに決定いたしました。ほかに質疑はありませんか。

永末委員

先ほど、証人の出頭請求のほうをさせていただきましたけども、すみません、訂正させていただきます。参考人の請求をさせていただきます。呼びたい方は、飯塚市、飯塚市役所、教育部教育総務課学校施設係長、久保井 宏氏です。こちらの方に関しましては、事業費、補助金ですね、補助金の交付申請の際の解体等の、まちづくり飯塚がつくっている解体工事等のそういったの積算分をその方が見られて、妥当かどうかという部分を判断されたという部分でありますとか、その前段階の積算の分ですね、解体工事の積算に関しても、こちらの方が一級建築士としてかかわってらっしゃるというふうに、というのが答弁の中でわかりましたので、まあ、そういった部分、部分に関して事実関係を確認したいと思い、請求させていただきます。

委員長

ただいま永末委員から、教育部教育総務課学校施設係長、久保井 宏氏に対し、参考人の意見を求める動議が提出されました。これに対して、何か質問等がありますか。

(質疑なし)

では、お諮りいたします。本動議のとおり決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手、全員一致)

ありがとうございます。全会一致。よって、教育部教育総務課学校施設係長、久保井 宏氏に対し、参考人として出席を求め、意見を聞くことに決定いたしました。ほかに、全般的に何か質疑がありますか。

(な し)

ないようですから、お諮りいたします。「中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する事項について」は、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。